

輪島市雇用継続支援事業補助金

国の雇用調整助成金、産業雇用安定助成金への
上乗せ補助を行います。

【補助対象者】

国の雇用調整助成金（令和6年能登半島地震特例、
令和6年能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例）
または産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援
コース）の支給決定を受けた事業主

※輪島市内の事業所で勤務する労働者分が対象

【補助額・補助率】

国の支給決定金額×1/8

（大企業の場合は、国の支給決定額×1/4）

※助成金の支給対象額のうち

事業者負担分×1/2を輪島市が上乗せ補助

【必要書類】

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・助成金の支給決定通知書の写し
- ・助成金の支給申請書の写し
- ・宣誓・同意書



【雇用調整助成金の場合】

- ・助成額算定書の写し及び休業・教育訓練実績一覧表の写し

【産業雇用安定助成金の場合】

- ・支給対象者別支給額算定調書の写し
- ・出向元または出向先
事業所賃金補填額・負担額等調書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類



お問合せ先

輪島市役所 漆器商工課：0768-23-1147